

平成23年 8月30日

南相馬市議会議長 平 田 武 様

提出者 渡 部 寛 一

賛成者 今 村 裕

賛成者 志 賀 稔 宗

議案第65号 南相馬市東日本大震災等による被災者に対する市
税等の減免に関する条例制定に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の2及び南相馬市議会会議規則第17
条の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

議案第65号 南相馬市東日本大震災等による被災者に対する市税等の減免に関する条例制定に対する修正動議

南相馬市東日本大震災等による被災者に対する市税等の減免に関する条例の一部を次のように修正する。

次の表中、修正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「修正部分」という。）を、修正後の欄の修正部分に改める。

修正後	修正前				
<p>(市民税の減免)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>2 市長は、東日本大震災又は原子力災害による失業等（定年退職又は自己の意思による退職を除く。）、個人事業の休業等若しくは廃業に伴い、平成22年中における法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下この項及び第7条第3項において「合計所得金額」という。）が1,000万円以下で、かつ、平成23年中の合計所得金額が平成22年中の合計所得金額に比して10分の3以上減少した者に対する個人市民税について、当該個人市民税の税額に次の表の左欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額を減免する。</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>2 市長は、東日本大震災又は原子力災害による失業等（定年退職又は自己の意思による退職を除く。）、個人事業の休業等若しくは廃業に伴い、平成22年中における法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下この項及び第7条第3項において「合計所得金額」という。）が1,000万円以下で、かつ、平成23年中の合計所得金額が平成22年中の合計所得金額に比して10分の3以上減少した者に対する個人市民税について、当該個人市民税の税額に次の表の左欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額を減免する。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="266 1834 528 1993">平成22年の合計所得金額</td> <td data-bbox="528 1834 815 1993">減免の割合</td> </tr> </table>	平成22年の合計所得金額	減免の割合	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="924 1834 1185 1993">平成22年の合計所得金額</td> <td data-bbox="1185 1834 1473 1993">減免の割合</td> </tr> </table>	平成22年の合計所得金額	減免の割合
平成22年の合計所得金額	減免の割合				
平成22年の合計所得金額	減免の割合				

400万円以下	10分の10	300万円以下	10分の10
400万円を超え550万円以下	10分の6	300万円を超え400万円以下	10分の8
550万円を超え750万円以下	10分の4	400万円を超え550万円以下	10分の6
750万円を超え1,000万円以下	10分の2	550万円を超え750万円以下	10分の4
		750万円を超え1,000万円以下	10分の2